

興正菩薩叡尊の自叙傳について (下)

—— 感身覺正記の研究 ——

橋 川 正

五

次に本書の交通史料としての價值について一言しよう。叡尊は興法利生のために南船北馬殆んどその席の温まらなかつた有様で日を送つたから、従つて本書は豊富な交通史料を提供する。その足跡は一遍聖ほど全國に普及してはゐなかつたにしても、弘長二年六十二歳の時には鎌倉に赴き、そ

の他近畿の地方を巡遊し、或は東伊勢に、或は西播磨に、或は南紀伊に、至る處その足跡を印して居る。教化の範圍は大體右のごとくであるが、こゝには特に鎌倉に赴いたことに就いて述べておきたい。前にも引いた關東往還記は即ちその行の往返に關するもので、大森金五郎氏が嘗て『歴史地理』(第三十一卷第五號、關東往還記を讀む)誌上でその考證を發表されてゐるから、同書の史料と

しての價値はそれに譲つて、こゝには本書にその行が如何に記されてゐるかを紹介しようと思ふ。

大森氏は往還記の記事の年代を考證するために吾妻鏡を參酌し、「因て是は弘長二年の記事と見て差支なきものゝ如し」と結ばれ、往還記の筆者については何等推論されてゐないが、本書の記事に據つて氏の考證された記事の年代の誤りなきことを積極的に證明すると共に、更にその筆者すらこれを明かにし得たのである。本書はこれに關して左の如く見えて居る。

弘長二年壬戌六十二歳、正月二日、爲越州(實時)

使者、具阿彌陀佛、持越州狀將來、被載最明寺、

禪門俗名相模守平
時料法名道崇

爲興法爲受戒尤庶幾旨、仍方々

難去子細多故、愍領狀、(中畧)自二月四日進發、

至八月十五日歸寺、八ヶ月日々事、性海比丘往

還記兩卷粗載之、仍不記之、

これによつて叡尊の鎌倉行の動機を知ると共に現

存の往還記は首尾缺逸して、記事は二月五日に始まり、七月二十九日に終つてゐるが、その前後缺逸の程度が明かとなり、筆者は性悔で、もと二卷あつたことも判る。この行については往還記に詳しく記されてゐるから、本書には省くと叡尊自ら譲つて居るのである。この往還記について前に舉げた年譜には「其關東往還在住之事跡、侍者性海比丘雖日記之、其文已失、亦可惜矣」と見えて居る。

元祿時代には往還記の年代なり筆者は知られてゐたが、その本文は散佚して得ることが出来なかつた。處が近比前田侯爵家から往還記なるものが出ることには出たが、今度はその年代の考證を要し筆者は不明に屬した。それが本書に據つてはじめて裏書されたのは喜ばしい。彼此對照すれば轉た歴史研究の興味を感せずには居られぬ。因みに性海は叡尊に常隨した人であつて、本書に據れば、文永十年の大神宮參詣、同十二年の再度參詣、弘安

三年の第三回の參詣の細々の事は何れも性海の記録の存したことを告げて居る。弘長二年の鎌倉行もそれらと同様に性海が記して置いたのである。

なほ弘安四年には攝津の生瀬宿より播磨岩峰寺に至り、歸途温泉寺より多田院に出て居り、五年には紀州に入つて隅田、相賀を経て粉河寺に至り、和泉河内を経て西大寺に歸り、六年には龍門大藏寺、葛上仙洞寺より越智に出で、大和の南部を經廻するばかりでなく、十月には攝津に入つて芥河より忍頂寺(三島郡見山村)に登り、七年には攝津茨木村に下向し、八年には兵庫明石を經て播磨の法華山に赴いて居る。かくの如く八十歳以上の老軀を提げて行化を續け、到る處に於て梵網經古述記の講義を行ひ、菩薩戒を授けたのであるが、それが本書をして交通史料として重からしめると同時に、地方庶民に接し、下層階級に教化を施した點に於て、又社會史料として見るべき一面を有す

るから、次にその點を少しく見ることにする。

六

社會史料として本書を見るについて、こゝには先づ囚人と非人と遊女とに關するものを摘出して置かう。

囚人については仁治二年の條に

九月七日、於東獄屋、囚獄人令沐浴、八日與食、授齋戒、同日於西獄、令沐浴、九日與食、授

齋戒

成師角寺長
老乘願上人

とある。かの七度圍園に入つて法華經を誦した春朝法師の事蹟と合せて(本朝法華驗記上等)、叡尊が囚人に入浴させ食を與へ授戒した事蹟は特筆せねばならぬが、同時にこの時代の囚人の見えるのは珍しい。

次に非人については同年の條に

或時忍性來示馬司住人乘詮舞蓮房語忍性曰、每

非人宿、安置文殊之願、不可思議、奉圖繪一鋪可安置何宿云々。

とあるが、寛元二年には愈々これが實現を見て、

(二月)二十五日、於今里野、搆作假屋、奉請諸宿文殊、調儲齋粥等、供一千餘非人、遂乘詮所立之惣供養畢。

と書いてゐる。

文永六年の條には又所謂奈良の北山十八間戸の非人の記事が見える。

二月二十三日、爲營施行事、移住般若寺、三月

五日、點當寺西南野^{五三昧北端}、爲施場、課北山非人、

令正地形之高下、又兼仰長吏、召諸宿非人交名、

十一日出之、此供養問作法、別有性海比丘一卷

記、仍略之。

北山の非人については喜田博士の研究が發表されて居るが(民族と歴史第四卷第一號、大和に於ける唱門師の研究中)、これ亦その資料の一に供す

ることが出来る。なほ非人に關すること以最注も目に値するのは、淨住寺附近の非人の起請文の見えることである。それは文永十二年(四月二十五日建治と改元)條に掲げられて居るもので、八月八日攝津廣田に於て寂尊の受領したものである。全文を次ぎに引かう。

依申一日之請、向後可令停止過分義條々事

一、諸人葬送之時、所令隨身、於山野具足者、雖罷取、號無其物、群臨葬家、責申不足事、可令停止之。

一、堂塔等供養并如追善之佛事時、施主於送預涯分施物者、不可申子細、若無吾之時者、縱罷向可預施物之由雖申之、相隨施者意樂、可令停止過分義云云。

一、受癩病之者在之由、承及之時者、以隱(穩)便使者、申觸子細之時、自身并親類等令相計、重病之上者、在家之居住、始終不可相計、罷出者不

可子細、不然者爲長吏致涯分志者、向後可止其
頓、背此義、過分用途於書取、付數多非人、成
呵嘖與恥辱事、可令停止之。

一、重病非人等、京都之習、依無他方便、於上
下町中、致乞食之時、爲諸人致過言詈辱事可停
止之、於此條者已遮打二枚
札能々令禁斷者也

右於此四ヶ條者、諸國宿々一等、可守此旨者也、

此義有御感、於一日片時之入御候者、向後永守
此旨、更不可違失、以兼又受戒人數者、臨其期、
非人來集之時、一々可令注進也、所々非人、皆
以預御化度候、當坂一所、相漏其內事、併可爲
舍衛三憶衆生候之間、爲被垂平等之御慈悲、當
坂非人一等請文如件。

建治元年八月十三日

長吏以下七人連判

追言上仕

如今請文書兩通狀、一通者一切經寶藏內納之、
一通者押之、雖爲後々末代、永守此旨、不可違

失、御沙汰人々趣、不存疎略候之間、向後事、
爲止疑殆々御意子細追言上如件。

この文書にある當坂非人の當坂とは何處である
か明かでないが、京都西山の地松尾近傍でなけれ
ばならぬ。何れにしても坂の文字は注意すべく、
京都附近の非人の生活を知る上に於て最も貴重な
史料である。かの寛元二年三月の本寺奈良坂非人
陳申請水坂非人等條々虛誕子細狀(古事類苑引佐藤氏所藏文書)に比
べると、稍年代は後れるが、これは京都附近の非
人史料として顧るべきであらう。文書の趣意によ
ると、先づ四個條の起請をなして、諸國の非人が
既に叡尊の教化を受けて居るにも拘らず、當坂一
所の非人ばかり未だ化益に霑うて居ないからとて
慈悲を垂れられんことを願ひ出たのである。この
申出に對して叡尊は二十四五六七の四ヶ日に互つ
て施行をなした。その人數却て三千三百三十五人
人別錢三十文であつたといふ。更に東西に放生を

行ひ、名僧百人を請じて人別布施一貫一斗供養料百貫文、非人連屋に擬し、其後佛日房なるもの、

沙汰によつてその功を終るといふ。これを以て叡

尊の非人布施の方法及び態度を見るべきである。

次に弘安五年の條に和泉河内の非人のことが現はれて居る。それは前述の紀州に下向した歸途のことで、十月二十日久米田寺に着し、二十一日堂供養(眞言供養)を行ふた砌「非人施行、百貫百石」と稱する。二十二日久米田寺より大鳥の長承寺に向ふ途上に取石と號する非人の宿があつて、そこから起請文を差出した。その起請文は取意されてゐて前の如く文書の體裁を具へて居ないが、次の如くである。

停止堂塔供養時狼藉、又住居家癩病人、路頭往

還癩病人、雖見目聞耳、一切不可申觸子細、一

切可任彼意取竟、以前三ヶ條、爲申請西大寺長老

(片イ)行時之入御、捧此誓狀、向後若令違亂、於當國

中取石宿非人經回之分所之者、被相觸地頭守護、御方々可被止歎庭也、仍恐々言上如件。

弘安五年十月二十二日

七人連判

この狀によつて叡尊にその宿堂に於て供養法を勤修し終つて長承寺に着した。文書の内容は前の四箇條のものど大差はないやうである。かくして大鳥社壇に於て大般若經を轉讀して河内に出で、二十八日此大和寺に於て堂供養を行ひ、翌日更に阿彌陀堂の供養を行つた。この時、「非人文殊供養二千餘人、人別施與飲食并鵝眼一連」と記して居る。非人の數は各地何れも侮り難い多人數であつた。

次にその翌六年の條には大和三輪の非人のことが出て來る。

入夜戌時、於三輪非人宿堂、四百五十八人、授

菩薩戒、一百三十人斷酒、宿内不可入酒之由、札懸之畢、

(三月二日の條)。

といふのがそれである。前の取石の宿に宿堂のあつたやうに、三輪でも宿堂があつたのである、禁酒の起請も亦興味あることではないか。かくの如へ各地の非人の生活状態の窺はれるものがあると共に、兵庫の遊女のことも見えて居る。

それは弘安八年の條で、前に述べた播州の法華山に赴いた歸途のことである。八月十日大藏谷に着き、十一日兵庫に到着した叡尊は、十三日安養寺に於て九百七十二人に菩薩戒を授け、随分殺生禁斷状を差出すもの一千七百八十人に及んだ。土地柄として海人漁人にして叡尊の感化をうけ、殺生禁斷状を捧げたものも交つてゐたであらう。而して「姪女等毎月持齋随分不定日六齋等也或一日二日」といふ。遊女にして叡尊の教化を蒙り、毎月隨宣齋戒を持つたのである。遊女に感化を與へた人には、古來書寫山の性空上人や法然上人の名を傳へてゐるが、これによつて叡尊も亦その一人に數へることが出来るの

である。西大寺に藏する木像によつて窺はれるやうな温顔を以て、諄々と遊女に教を説いた八十五歳の老聖者の音容が、髣髴として眼に見えるやうである。

七

最後に本書の史料としての價値を裏書するために、現存する當時の金石文との交渉を一瞥して置かう。

西大寺の舍利塔(國寶)には

舍利之流布當時雖盛稟承之明鏡古今尤
稀而去年秋不圖感得招提寺舍利一粒相
傳之由來信仰無貳機緣之純(ま)感欽且千
余以連連相續復相承奇瑞之舍利兩參粒
或傳從靈寺之寶口或出從各山之神口無
上之法寶待時而自集無際之祥兆寧可不
崇哉因茲冶鑄參尺金銅寶塔一基奉納此

佛舍利安置西大寺塔院也永爲一寺之

靈寶將傳萬代之後葉而已

文永七年歲次庚午六月一日己巳宿金曜

本願主 西大寺衆首沙門叡尊

行事比丘 慶海(以下略之)

といふ銘があるが、本書の文永六年の條を参照すると、八月六日に招提寺御舍利一粒感得の記事があつて、右の銘と吻合し、「去八月六日所感得招提佛舍利、發造立金銅三尺塔婆之願、卽瑠璃寶瓶奉莊嚴之」といふ記載さへ見える。(近刊の大日本金石史に文永七年叡尊七十一歳とするが、實は七十歳の誤りである、因みに訂正しておく)。なほ同寺に藏する鐵製多寶塔(同上)には

大願主西大寺沙門叡尊始

自弘安六年癸未十二月一日

至于同七年甲申八月七日

造畢日數六百九十六日

大工藤原宗安

といふ銘があるが、これも本書の弘安七年八月七日の條に「鐵塔造立終功」とあるのとよく一致する。なほこの他古寫佛典の識語の類を漁つたならば、本書の記事と符合するものがあらうが、本書の裏書としては以上で十分事足ると信ずるから略する。

これを要するに、本書は種々の點から注意すべきものであつて、かの俊乘房重源の南無阿彌陀佛作善集と相並んで、鎌倉時代佛教の一面を物語る有力な史料であると共に、本書は作善集よりも更に内容の廣汎豊富なる點に於て歴史研究の上に寄與するところ尠からずと信ずるのである。

大正一一、二、二二夜稿了)